

株式会社団体論と 資本主義の未来

—— 会社観の変遷と資本主義の可能性 ——

キーワード 団体の概念, 会社それ自体, 概念構成体としての株式会社, ジョイント・ストック会社, 低収益有限責任会社 (L3C)

中京大学経営学部教授 中 條 秀 治

はじめに

資本主義の暴走と株主権論

- 1 ジョイント・ストック会社への不信感
 - 2 資本主義の暴走と株式会社否認論
企業形態の変遷 個人から団体へ
 - 1 個人企業 (solo proprietorship)
 - 2 パートナーシップ (Partnerships)
 - General Partnerships
 - LP (Limited Partnerships)
 - LLP (Limited Liability Partnerships)
 - 3 組合会社 (Registered Company)
 - 4 ジョイント・ストック会社 (Joint-Stock Company)
 - 5 株式会社 (Corporation)
 - 株式会社 (Corporation)
 - S コーポレーション (S Corporation)
 - 6 新しい会社形態
 - LLC (Limited Liability Company)
 - B コーポレーション (B Corporation)
 - 低収益有限責任会社 (L3C: Low-Profit Limited Liability Corporation)
- 株式会社団体論と資本主義の未来
- 1 株式会社の会社観
 - 2 株式会社団体論
 - 団体の成立
 - 団体機関としての経営者
 - 新たな団体の登場と資本主義の未来
- おわりに

はじめに

1930年頃には、バーリーとミーンズが株式分散化傾向の進展の結果として「経営者支配」が不動のものとなり、株主は「もの言わぬ株主」となり、「資本と経営の分離」が完成していると論じた。事実、当時の巨大公開株式会社のトップは自らを「コーポレート・ステーツマン」として位置づけ、自社の利害を超えた国家レベルの視野から会社経営を考えていたのである。しかるに、投資ファンドが登場することで事態は一変する。彼らは、「株式会社は株主のものである」から株主利益を最大化するために経営されるべきだと言い始めた。会社は所有者の私物であり、株式会社は株主のものだから、そこから上がる儲けはすべて会社の所有者である株主の取り分なのだという話である。確かに、会社が個人企業やパートナーシップの企業なら、無限責任が原則であり、儲けは出資者で山分けすればそれでもいい。しかし、株式会社の所有構造の論理はそのようなものではない。

創業者は発起人であるが、会社が成立すれば会社が法人となり、発起人は資本の出資者あるいは会社機関である取締役となるだけの話である。会社は法人である「会社それ自体」として成立する。株式会社の成立論理には人間的な要素は一つも存在しない。法人は概念構成体であ

り、ロジックとしての株式会社の運動には機関運動があるだけである。

本稿では、会社の発展史をたどることにより、会社形態の発展の過程が個人から団体への移行であり、現代社会の原動力はまさしくこの団体としての株式会社という社会的構築物によって成し遂げられたということ、そして、この団体としての株式会社という会社形態の論理を推し進める先に、あらたな資本主義社会の可能性が見えるということを論じようと思う。

資本主義の暴走と株主権論

1 ジョイント・ストック会社への不信任

資本主義経済会社は欲望の自由なる追求から始まった。個人企業から共同企業形態への動きは必然であった。個人企業からパートナーシップへ、組合会社、そしてジョイント・ストック会社 (Joint-Stock Company) をへて、現代の株式会社 (Corporation) が出現する。人々は協力することでより大きな事業経営ができたのであり、ジョイント・ストック会社は資本を蓄積し金儲けを志向する人々の協同事業形態として始まった。アダム・スミスの時代から株主は経営には基本的に無関心であり、経営を担うのは専門経営者であった。

スミスは以下のように書く。「株式会社による取引はつねに、取締役会によって管理される。取締役会は確かに、さまざまな点で株主総会による管理を受けることが多い。だが、株主の大部分は会社の事業について何かを知ろうとすることはめったにない。株主の間で派閥抗争が起これないかぎり、株主は会社の事業を理解するために苦勞することはなく、取締役会が適切と考える配当を半年ごとか一年ごとに受け取るだけで満足する」(スミス、訳 p. 331)。その時代すでに、そこには「資本と経営の分離」という大きな流れが厳然とあった。

ジョイント・ストック会社を巡っては多くの経営破たんや経営にまつわる不正が問題となり、またフランスのミシシッピ会社 (1718) とイギリスの南海会社 (1720) などの株式バブルとそ

の崩壊があった。そのような苦い思いを経験してただけに、ジョイント・ストック会社の胡散臭さに対するの猜疑心は容易に払拭されなかったといえる。ジョイント・ストック会社への憎悪は強く、フランス革命期にはジョイント・ストック会社は非合法とまでされたが、ナポレオン期にはなんとか「必要悪」として認められたという。

資本主義経済の提唱者であったアダム・スミスですら、ジョイント・ストック会社を必ずしも信用していなかった。それは人のお金を預かって経営する経営者が自分の金を扱うようには悪事を働くこともなく熱心に会社経営をすることはむづかしいと考えたからである。スミスは、「少数の個人所有者で構成されるジョイント・ストック会社で、資本も適当な大きさであれば、個人の共同経営によく似た性格になり、ほぼ同程度の監視と注意が行き届くかもれない」(Smith, p. 702) と述べる程度であり、株主が直接経営にあたらぬというところに、健全な経営という観点では経営者と従業員の不正の余地があり、この形態の会社がうまくいく領域は限られていると考えていたようである。

19世紀末期のアメリカ産業革命を主導した大規模企業の経営者も個人中心社会の経済人であった。かれらは兄弟や近い仲間数人のパートナーシップという会社形態しか信じなかった。鉄鋼王のカーネギーですら、個人中心社会の経済人であり、かれは自分の会社を自分のお金で設立し、やがてパートナーシップへと事業形態を変えたが、実質は個人で切り盛りしていた。ゴルフコースでの短い立ち話で、自分の事業をきれいさっぱり J. P. モルガンとエルバート・ゲイリーに売り払い、鉄鋼ビジネスから手を引いた。カーネギーの会社は法人として独立した存在ではなく、事業形態はパートナーシップであり、個人の所有物でしかなかったのである。モルガンらは、カーネギーの売り払った鉄鋼会社と 200 あまりの企業とを合併して U. S スチール株式会社を作り、株式公開する。その合併劇を仕掛けたモルガンは一般投資家への株式公開で多額の利ザヤを儲けている (Micklethwait

et al., p. 70)。

カーネギーは個人が所有する個人企業の論理しか信じず、公開会社には徹底的な不信感を抱いていたとされるが、結局、カーネギーの個人企業はUS スチールという公開会社となり、アメリカを代表する巨大企業としての隆盛を極めたのである。

会社形態として問題となるのは、巨大公開株式会社 (Public Corporation) の成立である。これはもはや誰か一人の、あるいは数人の資本家の個人所有の企業ではない。あくまで会社法人が成立し、会社自身が資本を所有し、法人としての永続的な事業活動を通じて社会貢献するという社会制度的枠組みの成立なのである。

2 資本主義の暴走と株式会社否認論

法人の概念が成立して数世紀たつ現在でも、株式会社という存在に胡散臭さを感じ、会社が法人格をもつという事態を困った事態であると考えている者も多数いる。たとえば、最近では「超資本主義の暴走」を批判するロバート・ライシュ (Reich, 2007) が最右翼だろう。

資本主義はその初期からその暴走を政府の規制によって統制されてきた。イギリス産業革命の初期の工場法、アメリカにおける独禁法、日本における公害規制法など、その時々資本主義の行きすぎに対する統制法が企業行動をしぼってきた。しかるに、ソビエト連邦崩壊で資本主義イデオロギーの勝利宣言がなされたあとは、資本主義の純粹論理である弱肉強食の論理を諷める対抗論理が自壊したため、資本主義は暴走しはじめた。株式会社の暴走が始まったのは、投資ファンドなどの巨大な資金が株式市場に流れ込み、「物言う株主」となって、「会社は株主のものである」という株主主権論を声高に主張しはじめた時期と重なる。そこでは経営者は株主利益の最大化を実現する株主の代理人という役割が与えられ、高配当と株高を実現する経営へのインセンティブとして、経営者にはストック・オプションが与えられた。

資本主義の暴走に対する処方箋として、ライシュは企業の社会的責任論を説いたり、企業倫

理でお茶を濁すことでは解決にならないという。法的規制こそが必要だという。そして究極の方策としては、株式会社を止めて個人企業がパートナーシップ形態に戻れと主張する。つまり、株式会社の法人性を否認して、個人のみが経済活動を行っているという人間中心社会の企業イメージを語るのである。ライシュは、株式会社の法人としての活動が民主主義の政治プロセスを歪めているという。株式会社が政治プロセスに関与できる根拠は、法人税を払っているからであり、それは、アメリカ独立戦争の契機としての「代表なくして課税なし」の原則があるからだという。企業の法人税を廃止すれば、会社が政治プロセスに関与できる根拠はない。それゆえ株式会社の法人格そのものを否定し、法人税をとる根拠をなくせば、株式会社が政治献金やロビー活動を通じて民主主義の政治プロセスに介入することを排除できるというのである。

ライシュの処方箋は法人である「会社それ自体」という存在を否定し、法人はあくまで擬制的存在でしかないということを再確認し、会社という存在を個人に還元することを主張する典型的な個人還元主義である。株式会社が社会に多大な影響を及ぼしているという事実を否定的に解釈し、株式会社の法人格を否定し、個人中心社会に戻ろうとする。この発想は、会社の発展史を逆転させ、過去に戻れとの主張である。

企業形態の変遷 個人から団体へ

経済活動の主体は個人から団体への変化であった。株式会社の歴史を振り返れば、事業形態の変遷は個人企業からパートナーシップ、組合会社、ジョイント・ストック会社をへて、法人が主体となる株式会社への動きである。

会社形態の進化を振り返れば、まず個人が一人で事業を行う個人企業 (Solo Proprietorship) という形態がある。これは個人が出資し、そして自ら経営するというわかりやすい企業形態である。次に、事業を複数の気の合った仲間とやる形態がある。これがパートナーシップ

(Partnership) である。家族やごく親しい仲間という限られた範囲で、お金を出し合い、共同経営するという企業形態である。ここまでが事業主体を自然人だと想定した形態である。次に現れるのがギルド的な性格の組合会社 (Registered Company) である。その後ジョイント・ストック会社 (Joint-Stock Company) と株式会社 (Corporation) が現れる。ジョイント・ストック会社は国王の特許状が議会法によって設立認可された独占的貿易権などをもつ特権的な有限責任会社である。これ以外に、特許状や議会法という裏付けをもたないパートナーシップ的性格の無限責任のものが混在していたようである。アダム・スミスが触れているジョイント・ストック会社は前者の例であり、これは現在の株式会社の原型といえるが、法人格という概念は伴っていない。

ジェームズ一世 (1560-1625) による特許会社の乱立に業を煮やした議会在反発して、1624年に特許会社の設立には議会の許可も必要だとされるようになる。議会法で確認するような会社がそうやすやすと設立できるはずもない。事実、国王による特許会社の乱発を制限するための国家としての動きゆえに、有限責任会社はその数も少なく胡散臭い存在でしかなかったのである。つまり、この時代においては有限責任はまさに国王や議会の権威により与えられる特権以外のなにものでもなかったと考えたほうがよい。

1718年にはミシシッピ会社、1720年には南海会社の倒産があり、ジョイント・ストック会社への信用はまったくなくなるが、バブル崩壊から120年余りたった1844年になりようやくイギリスで会社法 (Joint-Stock Company Act) が成立する。これまでは国王の特許状や議会法による許可手続きが必要であったが、これにより登録制で設立可能な有限責任会社が成立する。さらに1856年の改正法では法人格をもつ有限責任会社が成立する。その後、フランス、そして1860年にはアメリカが追随し、1800年代末にはほとんどのヨーロッパの国々がこの制度を採用するようになる。日本も

1868年に開国し、明治期に株式会社制度を取り入れているので、世界の趨勢にそれほど立ち遅れていたわけではない。英国におけるジョイント・ストック会社は保険・銀行・鉄道・運河・船舶・鉱山などの社会資本整備のための巨額の資本が必要となる分野で設立された。1900年初頭に入ると個人企業やパートナーシップに変わり、株式会社が本格的に動き始める。1901年にUSスチールのような公開株式会社 (Public Corporation) が誕生するなど、このあたりが近代株式会社の黎明期である。

現代の会社形態を列挙すれば以下になる。

1 個人企業 (Solo Proprietorship)

個人財産による事業であり、個人が所有し、自ら経営にあたる。当然、無限責任を負う。

2 パートナーシップ (Partnerships)

パートナーシップにも無限責任と有限責任の区別があり、それぞれローマ法に起源をもつソシエタス (Societas) とコメンダ (Commenda) にまでさかのぼる。ソシエタスの系統は無責任で一貫するタイプであり、コメンダの系統は有限責任のパートナーを認めるタイプである。

現代のパートナーシップのアメリカでの形態をみると (Putman, pp. 103-111), General Partnership, LP (Limited Partnership), LLP (Limited Liability Partnership), LLC (Limited Liability Company) の区別がある。

General Partnerships

一般的なパートナーシップであり、パートナーが共同で経営し、すべてが無責任を負う。これはソシエタスの流れである。

LP (Limited Partnerships)

源流はローマ法のコメンダの流れにあり、経営に参加しない株主は有限責任である。もちろん、パートナーシップであるので法人格はない。無限責任のパートナーと有限責任のパートナーが存在し、後者は経営にタッチしないというこ

とを条件に有限責任である。それゆえ有限責任のパートナーであっても、経営に直接関わると無限責任を問われる。この論理展開は日本の合資会社の無限責任社員と有限責任社員の関係にほぼ対応しているが、合資会社の場合は法人格をもつというところに違いがある。

LLP (Limited Liability Partnerships)

パートナーの経営責任の有無を判定して、経営責任のないパートナー (innocent partner) については有限責任にするという形態である。これは経営への関与の度合いを問題とする発想をしているところに特徴がある。これも個人中心の事業であり法人格はもたない。

3 組合会社 (Registered Company)

カンパニー (Company) の語源は、「ともにパンを食べる」という仲間を表わしており、人の集まりを含意する。18世紀の終わりにかけて出現する組合会社 (Regulated Company) は、同業組合的性格の一種のギルドであり、組合に加入した組合員の商売する権利を保証するものである。その例としては、たとえばウールの輸出業者で作る組合会社などがあるが、それらは法人格は持っていない。その他、絹・食品・ビールなどの業種でも組合会社があったという。

4 ジョイント・ストック会社 (Joint-Stock Company)

国王による特許状や議会法による承認のもとで成立したジョイントストック会社は、アダム・スミスの説明では、株主の有限責任があり、専門経営者が経営を行うという意味では現在の株式会社と同じ構造のものである。しかし、スミスの時代には、法人格が独自の存在として成立するという発想はなかったようであり、有限責任は特権の一種であった。それゆえ、特許状も議会の承認もないジョイント・ストック会社はパートナーシップの変種といった存在であり、株主は会社の負債に対して無限責任を負っていた。1844年のイギリス会社法 (Joint-Stock Company Act) で登録により有限責任会社が可能となり、1856年の改正法で株主と区別さ

れる法人格が認められるようになる。いずれにしろ、ジョイント・ストック会社はパートナーシップが株式会社へと移行する過渡の形態として理解すべきものであり、すっきりとは割り切れない会社形態である。現代でも株式会社 (Corporation) とパートナーシップ (Partnership) の両方の形式で成立するとの解説がある (Wikipedia)。アメリカ以外のほとんどの国では株主の有限責任制を採用しており、そのため株式会社とほぼ同等のもののみならずよいのであるが、アメリカでは株主の直接的な経営関与や株主の無限責任を規定しておりパートナーシップそのものである。

5 株式会社 (Corporation)

株式会社 (Corporation)

株式会社という社会的発明は現代社会の繁栄の原動力であるといえる。株式会社が本格的に始動するのは、1900年代であり、株式会社の歴史は高々100年程度である。それにもかかわらず、株式会社の隆盛とその社会的影響力の拡大には目を見張るものがある。現代では株式会社は社会変革の担い手であり、社会制度的存在として社会的責任の遂行を求められる存在となっている。株式会社は営利目的で設立される営利団体であるが、企業形態として非常に斬新な特徴をもっている。まず第一は、株主や経営者とは個別の法実体として扱われるということである。また、法人格をあたえられた株式会社は、自然人と同様の権利と責任を賦与されてもいる。それらは、法人としての財産権であり、契約主体となる契約権であり、他者を訴え、訴えられる訴訟権であり、従業員の雇用権であり、そして自己統治権である。さらなる特徴として、株主の有限責任である。また経営者の位置づけについては、経営者は機能資本家ではなく、会社の機関として位置づけられている。会社機関としての経営者は株主に対してではなく、会社に対しての善管義務と会社への忠実義務を課せられている。最後に、法人としての会社は事業活動を永続的に継続すべく運動するゴーイング・コンサーンであり、その運動は会社の死に当た

る倒産が解散のときまで止まることはない。

S コーポレーション (S corporation)

アメリカ連邦所得税法の第 1 章 S 章での規定であるので、S コーポレーションと呼ばれている。通常の株式会社が該当する C コーポレーション (C Corporation) と同様に、S コーポレーションも法人格をもち、個別の法的実体となる。しかし、パス・スルー税制の適用があるところに特徴がある。つまり、パートナーシップと同様の所得税に対する課税方式であり、しかも、有限責任のメリットがある。通常の C コーポレーションだと、まず会社法人が法人税を払い、その後、法人から配当を受けた株主個人がまた所得税を払うという二重課税となるが、S コーポレーションは法人をパスして、直接株主に課税する単一課税となる。この会社としての登録には、以下の条件を満たす必要がある。

国内会社か LLC、一種類の株券、100 人以下の株主 (家族構成員や元配偶者などは一株主と数える)、株主はアメリカ市民で自然人のみ、損益の各株主への均等な配分 (Wikipedia)。

6 新しい会社形態

LLC (Limited Liability Company)

1990 年代にワイオミング州で認められた比較的新しい会社形態であり、かならずしも利益を追求する必要がない。人格なき社団の一種であり、パートナーシップの要素も強く残している。株式会社に近い特性としては有限責任があり、パートナーシップに近い特性としてはパス・スルー税制を受けられる。つまり、LLC は法人格を持たないがゆえに、法人としての税金を払うことなく、パートナー個人に直接課税されるというパス・スルー税制の特典を利用できるのである。経営への関与は全員が経営に関与する通常のパートナーシップのやり方 代表者を選出し、それに経営をまかすやり方 専門経営者を雇い、それに経営をやらせる株式会社方式、からどれかを選べる (Wikipedia)。

B コーポレーション (B Corporation)

B コーポレーションは「社会的利益を目的とする団体」であり、「ビジネスを通して世界を変える」というような非営利的な理念で活動している。従来の営利団体とは異なり、社会的責任を追求するという性格をもつ。B コーポレーションの認証システムは 2006 年にコーエン (Jay Coen Gilbert)、ホーラハン (Bart Houlahan)、カゾイ (Andrew Kassoy) の B ラボという非営利組織により生み出された。米国では 2006 年以来、28 州の 240 社が指定を受けているが、税務上の地位が法制化されていなかった。しかし、2010 年 4 月にメリーランド州が初めて B コーポレーションを法制化し、10 月に第一号の登録会社が誕生した。B コーポレーションと認証されることで期待される利益は、以下のようなものである。B corporation というブランドを使うことにより、社会的企業として認知される、B コーポレーション企業間で割引の商品やサービスの提供を受けられる、社会的責任事業の促進や行政へのロビー活動を行うコミュニティーのメンバーとされる。B corporation と認証されるためには、二年に一度の再認証が必要とされ、毎年 10 パーセントの会社がランダムに審査されているという。会社の社会貢献と環境貢献スコアを評価する項目があり、認証されるためには評価点は、200 点満点のうち最低 80 点以上が必要とされる。さらに、事業形態を法人化する必要があり、また年間のライセンス料の支払いといった条件も課せられている (B Lab home page; Wikipedia)。

低収益有限責任会社 (L3C: Low-Profit Limited Liability Corporation)

L3C という会社形態はロバート・ラング (Robert M, Lang) という人の発案である。2006 年のアスペン研究所の非営利部門の年次会議で、「社会的事業組織のための新しい法的形態と税構造の探求」というタイトルで議論が行われたが、そこで提起された問題は、伝統的なビジネス構造と非営利に対する税制が営利団

体と非営利団体のハイブリッド企業モデルの成長を阻害しているというものであった。そこから営利性と社会的利益を同時に追求する新しい会社形態が生み出された。

低収益有限責任会社は、2008年4月に初めて米国バーモント州で法的に認められ動き始めたが、2010年9月までに、ミシガン州、ベルモント州、イリノイ州、ワイオミング州、ユタ州、ルイジアナ州で立法化され、ノース・キャロライナ州では2010年8月より、メイン州では2011年7月から動き始める。そして、これらの州で法的に認められたからには、L3Cは全米50州すべてで合法的に活動できる。

通常のLLCとの相違は、以下である。L3Cは慈善的ないし教育的目的を追求する利益を主要目的としない政治活動をしない、という三つの要件を満たさねばならない(Wikipedia)。L3Cは、社会的貢献を前面に掲げ、低収益を会社の定款として掲げるが、このような会社形態は、利益追求を当然とするこれまでの株式会社の常識に反する。

以上、過去に現れ現在も活動を続ける各種の企業形態の特徴を整理した。その変遷をたどるとき、われわれは容易に社会における一つの流れを感じ取ることができる。それは企業形態の個人から法人への動きである。法人については、その会社が個人に還元されない独立した存在であることが必要となる。人間が生み出す社会的構築物である企業形態が個人に還元されない独自の存在として運動することが確認される必要がある。新たな企業形態が社会制度としてふさわしいと考えられるようになれば、そのような団体の合法化が動き始めるのである。新しく動き始めた企業形態は、これまでにない新しい理念・理想・目的を掲げる団体として成立することで、社会変化の方向に多大の影響をもたらす。

株式会社団体論と資本主義の未来

1 株式会社の会社観

コーポレート・ガバナンスの議論については、

株主主権論、利害関係者論、株式会社団体論があるが、これらもそれぞれの論者がよって立つ会社観の違いに源泉がある。株式会社の会社観として次の5つの考え方¹がある(Dignam, et al., pp. 376-380, Greenfield)。

株主集合体論(aggregate theory)は、株式会社の背後にいる実在の個人を重視する。会社は個人(株主)の集合であるとの考え方である。

許可理論(concession theory)は、州ないし国家が設立を認可するという意味から、公的権力から与えられる「許可ないし特権」という考え方である。

虚構理論(fiction theory)は、法人を創出する法の役割を重視する擬制説の立場であり、会社は法的擬制であるという考え方である。

会社実在論(corporate realism)は、株主から区別される存在を「会社それ自体」として認める考え方である。

社会制度理論(social institution theory)は、株式会社は社会制度的存在であるがゆえに社会的責任があるとの考え方である。

以上の会社観のどれか一つ、または複数の組み合わせによって、コーポレート・ガバナンスの議論が展開されている。現代のガバナンス論の主流を占める株主主権論は株主集合論の系譜に属していることは明らかであり、許可理論と虚構理論の考え方も取り入れられている。利害関係者論は株式会社が制度的存在であり、その企業活動の社会的影響が無視しえないものとの考え方によるところから、社会制度理論の系統に属すると思われるが、許可理論・虚構理論などの考え方も含まれている。

前章では事業形態の変遷を歴史的にたどったが、その経緯をみれば、個人から法人への流れは明確である。株式会社がどうしてこれほどの発展を見せたのかといえ、単純化していえば、株主とは別の「会社それ自体」という存在を社会的実在として概念構成し、それに法人格を与えたからである。このような観点からいえば、会社実在論の立場に立つ株式会社団体論が

現代の株式会社を説明する理論としてふさわしいものと考えられる。会社実在論は、「会社それ自体」が社会制度的存在として成立することを当然視しているため、社会制度理論との親和性も高い。それゆえ、近年登場したBコーポレーションやL3Cのような社会的貢献を謳う法人企業の説明原理としてもすぐれている。

2 株式会社団体論

社会的な発明として株式会社ほど斬新なものはない。その斬新さは、この制度の隆盛のスピードとその圧倒的なパフォーマンスに賞賛の声を送る人々がいる一方で、株式会社誕生から約100年たった現在でも、法人なる概念に疑いの目を向け、できうるなら法人を否定し、個人のみが活動する社会に戻れと主張する人々がいることからもうかがい知ることができる。一般的に言って、斬新なアイデアであればあるほど、簡単には人々に受け入れられることはないが、株式会社という存在についても、このことは当てはまるようである。

団体としての株式会社についてその特徴を整理してみよう。

団体の成立

団体という概念は理念・理想・目的を概念構成した観念的存在であり、自然人には還元されない存在である。株式会社はその団体性により法人格を与えられ、「会社それ自体」の存在を主張するものである。株式会社の最も斬新な発想は株主や経営者とは異なる別人格として「会社それ自体」を立ち上げるところにある。株式会社を個人企業やパートナーシップの発想で理解することは許されない。

株式会社が株主に還元できないということになると、法人としての会社の存在目的と利害関心は何かという問題が起こる。それについては、団体が掲げる理念・理想・目的の追求ということが論理的な帰結である。営利団体である株式会社は、事業活動を通して利益を追求するが、事業活動そのものが社会的貢献となるような枠組みで株式会社制度が成立しており、株式会社の定款には反社会的な事業活動をあげることは

できない。株式会社制度の不備については、その問題点を法的に修正することで、企業活動を統制してきた。企業は社会制度体ゆえに社会的責任を負うが、近年では株主主権論に反対する立場から企業の社会的責任に言及する議論も展開されている。たとえばグリーンフィールド (Greenfield, 2006) は新しい会社法の5原則を提唱しているが、原則の第一番目に掲げられているのは「株式会社の究極の目的は全体としての社会の利益に奉仕することであるべきである」(p. 127) というものである。株式会社の存在理由が私益中心から公益にシフトしつつあるのは、社会制度体としての株式会社であってみれば当然の変化である。団体はもともと概念構成体として成立している社会的構築物であるから、社会の変化とその要請により、新しいコンセプトで再解釈されるということも起こる。社会変化の動きは早く、われわれがこれまで想像もしなかった斬新なコンセプトの会社形態が出てくる可能性は常にある。

団体が自然人には還元されないものであり、それ自体が独立した存在であるということを実感として理解するためには、財団形式の団体について考えてみるとよい。財団は寄付金を基礎に設立される。財団は団体構成員という人的集合イメージを一切排除して概念構成されており、この意味で観念先行型の団体の理念型に近い存在である。株式会社が社団形式の団体として、団体構成員である株主というものを想定しているのと比較すれば、財団という存在のユニークさがわかる。

われわれの周りには、公益目的で設立された財団が多数ある。有名なノーベル財団や600億ドルの資産をもつというビル・ケイツの財団のような社会貢献活動に資金提供しているものがあり、また身近には私設の美術館などの財団もある。財団は公益という観点で法人格を与えられているが、先ほど述べたように財団には団体構成員がそもそも想定されていない。つまり、理念・理想・目的が先にあって、寄付行為で財団が設立されれば、運営機関としての理事会が財団の目的にそった活動を永続的に続けるので

ある。

寄付行為で成立する学校法人の内部構造についても検討しておこう。たとえば、大学は創立者の寄付行為で成立する公益法人である。大学には所有者という概念がない。寄付行為で成立するという事実を思い起こせば、大学の設立者は設立理念の構想者であり、実質的には理事長として就任し大学の経営にあたることはあっても、大学の所有者ではない。大学の所有者は学校法人という団体そのものである。大学には理事会があるが、これは団体の機関である。理事により構成される理事会が事務職員と教育職員とを雇い、事務組織と教育組織を編成して学校経営にあたる。大学の設立理念に基づき、文部科学省などの指導のもとで、学生を募集し、教育する。

団体そのものがそれ自体として成立する論理は、中世の教会でも現代の株式会社でも同じである。自然人を超えた永続体として団体は概念構成され生み出されるのである。

団体機関としての経営者

株式会社の制度としての論理構成にはいかなる人間も登場しない。登場するのはすべて機関である。もちろん、機関を具体的に動かすものは自然人であり、人間がその役割を担うのであるが、その任務は組織人として担当する職務という形式をとる。株式会社という団体の運動はすべてが機関運動として解釈される。株主が参加する株主総会も機関であり、そこで選ばれる取締役や監査役も機関構成員であり、取締役会で選ばれる代表取締役も機関である。株主総会は取締役会が提起した議案に対する議決権を持ち、取締役会は代表取締役などの選任権と解任権をもち、代表取締役は執行機関としての権限である代表権と業務執行権をもち、

経営者は株式会社の機関であると改めて強調するほどの事実ではないはずのものである。しかし、経営者を機能資本家として位置づけ、経営者をして会社の実質的な支配者であると考え、学者もいる。会社を私物化している経営者が存在することを知らぬわけではないが、会社を

私物化することが明確に不法行為であると位置づけられる以上、理論的には経営者は会社の支配者ではなく機関にすぎないという論理を認めねばならぬはずである。

1982年に起こった三越百貨店の岡田社長の解任劇は有名なエピソードである。岡田社長による会社の私物化に対して、社長の子飼いであった取締役たちまでもが提案された社長解任動議に賛成し、岡田社長を解任したというものである。そのとき岡田社長が発した「なぜだ」という言葉は流行語にすらなった。会社を私物化する社長は機関としての責任を果たしていない。不正な経営をし、会社に損害を与えれば、会社に対する特別背任罪が成立する。

社長が機能資本家で、真の会社の所有者なら、自分の会社を自分の好きなようにすることになら問題はない。しかし、株式会社は個人所有の企業の論理とは異なる所有構造をもっている。株式会社の財産は法人としての会社のものであり、経営者は言うに及ばず、株主のものですらない。株主は会社の株券を持っていても、会社の資産に手をつけることはできない。個人企業形態の果物屋の主人が自分の店のりんごやミカンを食べてもお咎めなしだが、株式会社形態の店のりんごやミカンを食べたら、それは厳密に言えば会社財産の横領にあたる（岩井、2003）。なぜなら、前者では店主が店の所有者であるのに対して、後者では店の全資産は会社の財産であり、店主は店を運営する機関としての役割を果たしているにすぎないからである。

新たな団体の登場と資本主義の未来

株式会社を団体として理解することで、資本主義社会の未来にはどのような可能性が広がるのか。わたくしは団体として株式会社を正しく捉えることで、さまざまな可能性が広がるのを感じている。ドラッカーは「すでに起こった未来」という表現を好んで用いた。それは現在の社会の動きの中にすでに未来の大きな流れを形成する最初の一滴の動きが始まっているということである。このような観点から「すでに起こっ

た未来」を株式会社との関連で探してみると、非常に興味深いいくつかの動きを見つけることができる。

ドラッカーのポスト資本主義というイメージには、営利追求のみではない各種団体の活動が加味されていた。ドラッカーは非営利団体の経営問題を取り上げ、自らも各種の非営利団体にかかわった。金儲けのための資本という論理で経済が回れば、資本主義社会である。しかし、金儲け以外の目的で資金が集められ、それが貧しい人々の生活向上のために使われるとすると、そこには私益を原動力とする資本主義とは異なる論理が紛れ込んでいる。

営利目的で設立されている企業においても社会的貢献という観点が経営を担う者の常識となりつつある。そして企業の社会的責任論や企業倫理の問題は、企業経営において無視しえない経営課題となっている。そのような社会変化のなかにあっても、ひときわ目を引く動きはソーシャル・ビジネス (Social Business) の活発化である。

近年ではビジネスの手法を用いて社会問題の解決を目指す社会起業家と呼ばれる人々が登場している。バングラデッシュにおける貧しい農村女性への小口金融融資ビジネスは、マイクロ・ファイナンスというビジネス・モデルとしてムハンマド・ユヌスという社会起業家により始められたが、この社会的活動に対してノーベル平和賞が送られている。いまやユヌスが主管するグラミン銀行関連の社会起業家的ビジネスに対しては、主要先進国の名だたる有名企業が提携を申し込み、ソーシャル・ビジネス分野に参入しつつある。たとえばユニクロはグラミン銀行と提携してバングラデッシュでの低所得者向けの格安衣料生産・販売に進出すると報じられており、児童労働の使用でかつて社会問題を起こしたナイキなどのシューズメーカーも汚名挽回にこうした社会的活動に力を入れ始めている。

ビル・ゲイツやバフェットなどに代表されるビジネス世界のスーパースターによる公益性を追求する財団設立の動きも重要である。ビル・ゲイツの関わるビル&メリンダ・ゲイツ財団の

資金規模は600億ドル規模であり、その活動の意義には大きいものがある。ビル・ゲイツの考える未来企業は、これまで経済システムの恩恵を受けられずにいた貧しい人々に目を向けるための経済システムを創造する企業である。ゲイツは、「裕福な人々のために機能している資本主義のさまざまな側面を、貧しい人々のためにも機能させるような方法を見つけださねばならない」(Kinsley, 訳 pp. 15-16) といい、「技術者や企業の目を貧しい人々に向けさせるためのシステム」の構築が不可欠だという。そうしたシステムで動く経済社会をゲイツは「創造的資本主義」と呼んでいる。そのシステムの二つの使命は、「収益をあげること」と「市場取引から十分な恩恵を受けることができない人々の生活を改善すること」であるという。つまり、「利益と評価を含む市場インセンティブが貧しい人々の生活を変革していく、そうしたシステムを設計すること」が資本主義においても可能であり、収益をあげることが難しい市場については、評価という別のインセンティブが働きうるとゲイツは強調するのである (Kinsley, 訳 pp. 16-17)。

「企業は変化を起こす強力な主体であり、政府や強い市民社会と連携して、より持続可能な未来を築く能力を備えている」(p. 4) と株式会社の可能性を肯定的に捉える姿勢を全面的に出す者もいる。そして、「持続可能なグローバル企業」であるためには、「利益を上げつつ、世界の貧困層の生活の質を高め、文化的な多様性を尊重し、後世のために地球の生態系の健全性を守るビジネスを創造する」(Hart, 訳 p. 22) ということを追及しなければならないと提言している。

これまでの株式会社は利益の最大化というものを当然の前提として考えられてきた。フリードマンなどの市場主義者は企業の使命は利益の最大化を目指すことであり、それ以外の目的を追求することは許されないことであると主張していた。かれらは利己心や私益を原動力とする飽くなき利潤極大化行為が結果的に社会的貢献や公益になるのだというアダム・スミスのな予

定調和を信奉していた。すなわち神の見えざる手によってすべては予定調和するという発想していたのである。しかし、社会との調和や社会貢献活動を結果としてではなく目的として掲げざるを得なくなっているのが現代の株式会社であり、社会全体の企業に対する見方や要求も変わりつつある。企業以外の団体を見回しても、実績を積み重ねてきた協同組合（コープ）の活動はいうに及ばず、NPO や NGO など各種の民間非営利団体の存在感も増し、その社会的活動領域は広がっている。ビジネスの手法で社会的貢献をする社会起業家の活動が目目され始めたが、社会的利益を目的とする新たな団体である B コーポレーション、あるいは社会的貢献を掲げ低収益有限責任企業を名乗る L3C といった新しいコンセプトの会社設立の動きがあることの意義は計り知れない。これこそドラッカー的にいえば、すでに起こった未来であり、ポスト資本主義の一つの姿なのではないか。

おわりに

株式会社の未来を考えると、二つの方向が考えられている。

一つは、株式会社の法人性を否定する方向である。これは昨今の議論でいえば、ライシュの議論である。

ライシュは、株式会社の暴走に恐れをなし、株式会社のない個人中心社会に戻れという。フランス革命当時、株式会社が一時禁止されたというエピソードは示唆に富む。一時禁止されるほどに憎まれていた株式会社がナポレオン期には「必要悪としての会社」という論理で復活するのである。当時すでに株式会社はそれほど憎まれていたにもかかわらず、その必要性のゆえに復活したという事実にはおおきな意味がある。

ライシュのように株式会社を憎み、株式会社を現代においてふたたび否定するのは、フランス革命の混乱以上の混乱でもない限り不可能であるし、現実的な提言ではない。それに「必要悪としての株式会社」というロジックすら、ドラッカーの「社会的制度としての株式会社」と

いう論理によりすでに乗り越えられている。

ライシュの議論は、車が人を世界中で毎年数千万という単位で殺し、排ガスをまき散らしているから、車のない時代に戻れというのと同じ理屈である。車社会の未来はすでに見えている。車を禁止するという方向ではなく、車を人間に優しい方向で進化させるとするのが現実的な施策である。従来ガソリン車は蒸気機関車と同じ運命をたどり、電気とのハイブリット車が過渡的にあり、その後には電気自動車や水素自動車となるのだろう。また自動運転装置や自動衝突防止装置なども装備されるかもしれない。

株式会社の未来についても、自動車のアナロジーが当てはまる。株式会社の団体としての存在を否定し、法人格そのものを認めず、人間が主体となって活動する個人中心の社会に戻れというのは現実的な提言ではない。株式会社という営利団体のみを取り上げて、それが政治過程に影響力を及ぼすことを禁止することは現実的ではない。

他方は株式会社制度の偉大さを認め、この制度をより完全なものとする方向を模索する考え方である。つまり、会社の法人性を否定するのではなく、団体性の論理を認め、これをよりうまく統治する方向である。団体としての株式会社の論理は、個人企業の論理から抜け出せない株主主権論の論理を打ち破るための対抗原理である。

「超資本主義」の暴走に対する危機意識については、わたくしもライシュと共有するのであるが、解決のための処方箋として目指す方向はまさに正反対の立場である。自然人に還元されない団体としての株式会社という存在こそが、新しい資本主義制度の可能性を開くものであるとわたくしは考える。自然人を越える観念的な存在である団体概念を受け入れることができない精神構造は会社の歴史的変化の方向を読み誤っている。ましてや、法人格を否定し個人中心の経済社会に戻せと主張するのは、歴史の歯車を逆回転させる愚かな提言だと批判したい。

われわれは、団体中心の社会となったことを認めねばならない。世の中には各種団体があふ

れている。企業や各種団体が自社の活動を有利にするために、政治に影響力を行使する動きは防ぎようがない。防ぎようはないが、政治に金がからむことのないように厳格な法整備が必要となる。なにが出来るかといえば、各種団体による政治家への献金や便益提供ということが犯罪となるような法制度の確立である。企業・団体による政治献金の禁止という政治課題は早晩決着されねばならない。

あまりにもありふれた存在となった株式会社という存在に対して、われわれはともすればそれが高度な抽象的思考で概念構成されたきわめた斬新な社会的構築物であるという事実を忘れてがちである。われわれは、世の中を変える原動力としての株式会社という存在がいかに大きな社会的発明であったかということを再確認する必要がある。

注

- 1 デイグナム (Dignam, et al., 2010) の株式会社観を整理した議論では社会制度理論は挙げられていない。しかし、グリーンフィールド (Greenfield, 2006) のステイクホルダー論の観点に立った論述からは、社会制度理論への言及がみられる。

参考文献

Biggs, B., 2006, Hedgehogging, John Wiley & Sons Inc. (望月衛訳, 『ヘッジファンドの懲りない人たち』, 日経ビジネス文庫, 2010)
 神谷秀樹, 2010 「ゴールドマン・サックス『強欲の報酬』」, 『文芸春秋』7月
 中條秀治, 2005, 『株式会社新論』, 文眞堂
 Davies, P., 2010, Introduction to Company Law (second edition), Oxford University Press.
 Dignam, A., and Lowry, J., 2010, Company Law (6th edition), Oxford University Press.
 Dore, R., 2000, Stock Market Capitalism: Welfare Capitalism, (藤井真人訳, 『日本型資本主義と市場主義の衝突』, 東洋経済新報社, 2001)

Greenfield, K., 2006, The Failure of Corporate Law, The University of Chicago Press, Ltd.
 Hart, S. L., 2007, Capitalism at the Crossroads, Wharton, School Publishing, (石原薫訳, 『未来をつくる資本主義』, 英治出版, 2008)
 Hilbroner, R., 1992, Twenty-First Century Capitalism, Stoddart Publishing Co. Limited. (中村達也・吉田利子訳, 『二十世紀の資本主義』, ダイヤモンド社, 1994)
 岩井克人, 2003, 『会社はこれからどうなるか』, 平凡社
 岩井克人, 2006, 『資本主義から市民主義へ』, 新書館
 Kinsley, M. 2008, Creative Capitalism, Simon & Schuster, Inc. (和泉裕子・山田美明訳 『ゲイツとバフェット 新しい資本主義を語る』, 徳間書店, 2009)
 Micklethwait, J., and Wooldridge, A., 2005, The Company, The Random House Publishing.
 Pink, D. H., 2009, Drive: The Surprising Truth about What Motivates Us, Riverhead Books (大前研一訳, 『モチベーション 3.0』, 講談社, 2010)
 Putman, C. C., 2009, Business Law, ALPHA.
 Reich, R. B., 2007, Supercapitalism, The Sagalyn Literary Agency, (雨宮寛・今井章子訳, 『暴走する資本主義』, 東洋経済新報社, 2008)
 Sombart, W., 1916, Der modern Kapitalismus. Historisch-systematische Darstellung des gesamteuropaischen Wirtschaftslebens von seinen Anfängen bis zur Gegenwart. 3 Bde. (岡崎次郎訳 『近世資本主義』 第一巻第一冊・第二冊 生活社, 1942年)
 Smith, A., An Inquiry into The Nature and Causes of The Wealth of Nations, (山岡洋一訳, 『国富論』, 日本経済新聞社, 2007)
 Tricker, R. I., 2001, The Evolution of the Company, pp. 1-21, Tricker, R. I., edited, Corporate Governance, Ashgate Publishing Company.
 Yunus, M., 2007, Creating a World Without Poverty, Public Affairs.